

特 別 活 動

1 特別活動は、どのようなことに重点を置いて改善されるのか。

中央教育審議会答申にある学習指導要領改訂の基本的な方向性、各教科等における改訂の具体的な方向性を踏まえて、次のようなことが重視され、求められている。

- (1) 特別活動において育成することを目指す資質・能力については、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて目標及び内容を整理し、学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事を通して育成する資質・能力を明確化する。
- (2) 内容については、様々な集団での活動を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、学校や学級の課題を見だし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。また、小学校から高等学校まで教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりを明確にする。

2 特別活動の目標及び内容はどのように変わるのか。

(1) 目標

学習指導要領第6章の第1「目標」で、次のとおり示されている。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いの良さや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次の通り資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

この目標は、三つの視点 (1) 人間関係形成 (2) 社会参画 (3) 自己実現 を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って整理されているものである。そして、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととした。これは、これまで示されてきた特別活動の目標である「望ましい集団活動を通して」を具体的に示したものである。

そして、特別活動の特質に応じた見方・考え方として「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることとした。集団や社会の形成者としての見方・考え方は、特別活動と各教科等とが往還的な関係にあることを踏まえて、各教科における見

方・考え方を総合的に働かせて、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に関連付けることとしている。

(2) 「小学校学習指導要領解説 特別活動編」の表記

「学級活動」、「児童会活動」、「クラブ活動」の三つの活動については、その目標が『自主的、実践的に取り組むことを通して第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。』と示された。また、「学校行事」については、『集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。』と示された。

学級活動	<p>1 目標 学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、<u>自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</u></p> <p>2 内容 1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現</p>
児童会活動	<p>1 目標 異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに<u>自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</u></p> <p>2 内容 1の資質・能力を育成するため、学校の全児童をもって組織する児童会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。 (1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力</p>
クラブ活動	<p>1 目標 異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに<u>自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</u></p> <p>2 内容 1の資質・能力を育成するため、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるように指導する。 (1) クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営 (2) クラブを楽しむ活動 (3) クラブの成果の発表</p>
	<p>1 目標 全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、<u>集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</u></p> <p>2 内容 1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単</p>

学校行事	<p>位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。</p> <p>(1) 儀式的行事 (4) 遠足・集団宿泊的行事 (2) 文化的行事 (5) 勤労生産・奉仕的行事 (3) 健康安全・体育的行事</p>
------	---

(3) 内容

ア 構成の改善

特別活動が学級活動、児童会活動、クラブ活動の各活動及び学校行事から構成されるという大枠の構成に変化はない。しかし、本改訂では特別活動全体の目標と各活動の関係について、それぞれの活動や学校行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるように指導することを通して、特別活動の目標に示す資質・能力の育成を目指していくものであることが示されている。そのために、従来は項目名だけが示されていた各活動の内容について、それぞれの項目においてどのような過程を通して学ぶのかが端的に示された。

なお、各活動及び学校行事で育成する資質・能力は、それぞれ別個のものではなく、各活動及び学校行事の特色に応じつつ特別活動全体の目標の実現に向けていくものである。

また、「学級活動」の内容の構成については、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から整理され、新たに「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」が設けられている。

これにより、学級活動の内容の大枠は小・中学校の系統性が明らかになるよう整理しつつ、それぞれの具体的な内容や示し方は、総則や各教科等の学習内容との関係も踏まえながら、各学校段階に応じたものとなった。さらに、小学校の「学級活動」については、現行は学年別の内容と共通事項の二つが示されていたが、改訂では、内容は各学年共通で示しつつ、学級活動の内容の取扱いにおいて、〔第1学年及び第2学年〕〔第3学年及び第4学年〕〔第5学年及び第6学年〕の各段階で特に配慮すべき事項が示されている。

イ 内容の改善・充実

特別活動全体を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合って合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性が明確になった。各活動における内容の改善・充実のポイントは次の通りである。

(7) 学級活動

- 小学校段階から学級活動の内容に「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」が新たに設けられた。
 - 現行「(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全」の内容を(2)(3)の内容へ整理し直した。したがって、現行では(1)が3項目、(2)が7項目の10項目であるが、改訂では(1)が3項目、(2)が4項目、(3)が3項目となり、10項目であることに変わりはない。
- 中学校において「(1) 学級や学校における生活づくりへの参画」の指導の充

実が図られるよう、(2)(3)の内容が各項目の関連への配慮の下、整理された。

- 学習の過程として、「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の意思決定を行うことが示された。
- 総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示された。このことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととなった。また、その際、児童が見通しを立てたり振り返ったりするために記録し、蓄積できる教材等を活用することになった。
→ 児童が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等（キャリア・ポート）については、ポートフォリオ的な教材を考え、小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理すること。
- 指導に当たっては、各学年段階で特に次の事項に配慮する。

〔第1学年及び第2学年〕

話合いの進め方に沿って、自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することのよさを理解すること。基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解して行動し、生活をよくするための目標を決めて実行すること。

〔第3学年及び第4学年〕

理由を明確にして考えを伝えたり、自分と異なる意見も受け入れたりしながら、集団としての目標や活動内容について合意形成を図り、実践すること。自分のよさや役割を自覚し、よく考えて行動するなど節度ある生活を送ること。

〔第5学年及び第6学年〕

相手の思いを受け止めて聞いたり、相手の立場や考え方を理解したりして、多様な意見のよさを積極的に生かして合意形成を図り、実践すること。高い目標をもって粘り強く努力し、自他のよさを伸ばし合うようにすること。

(4) 児童会活動・生徒会活動

- 内容の(1)「児童会（生徒会）の組織づくりと児童会活動（生徒会活動）の計画や運営」に児童（生徒）が主体的に組織をつくることが明示された。
- 児童会活動における異年齢集団活動、生徒会活動におけるボランティア活動等の社会参画を重視することとした。
- 小学校では、運営や計画は主として高学年の児童が行うこととしつつ、児童会活動・生徒会活動には、学校の全児童・生徒が主体的に参加できるように配慮することが示された。

(5) クラブ活動

- 従来に引き続き、同好の異年齢の児童が共通の興味・関心を追求する活動であるとした上で、児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動するも

のであることが明示された。

(I) 学校行事

- 小学校における自然の中での集団宿泊活動，中学校における職場体験等の体験活動を引き続き重視することとした。
- 健康安全・体育的行事の中で，事件や事故，災害から身を守ることについて明示された。
- 児童や学校，地域の実態に応じて，行事の種類ごとに，行事及びその内容を重点化するとともに，各行事の趣旨を生かした上で，行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また，実施に当たっては，自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに，体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。

なお，学級活動（給食の時間を除く。）の標準授業時数は，年間35単位時間（第1学年は34単位時間）とし，児童会活動・生徒会活動，クラブ活動及び学校行事については，それらの内容に応じ，年間，学期ごと，月ごと等に適切な授業時数を充てることについては変更はない。

3 指導計画の作成と内容の取扱いで特に配慮すべきことは何か。

(1) 指導計画の作成について配慮すべきこと

- ア 特別活動の各活動及び学校行事を見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう，児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組む中で，互いのよさや個性，多様な考えを認め合い，等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。
- イ 各学校においては特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際，学校の創意工夫を生かし，学級や学校，地域の実態，児童の発達の段階などを考慮するとともに，第6章特別活動の第2に示す内容相互及び各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間などの指導との関連を図り，児童による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること。また，家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫すること。
- ウ 学級活動における児童の自発的，自治的な活動を中心として，各活動と学校行事を相互に関連付けながら，個々の児童についての理解を深め，教師と児童，児童相互の信頼関係を育み，学級経営の充実を図ること。その際，特に，いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。
- エ 低学年においては，第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ，他教科等との関連を積極的に図り，指導の効果を高めるようにするとともに，幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に，小学校入学当初においては，生活科を中心とした関連的な指導や，弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- オ 障害のある児童などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指

導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

カ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) **第6章特別活動の第2の内容の取扱いについて配慮すべきこと**

ア 学級活動、児童会活動及びクラブ活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。

イ 児童及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。

ウ 学校生活への適応や人間関係の形成などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初や各学年のはじめにおいては、個々の児童が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活できるよう工夫すること。あわせて、児童の家庭との連絡を密にすること。

エ 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

4 **移行措置への対応はどうか。**

(1) **移行期間における基本方針**

ア 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成31年度、中学校：平成31・32年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。

イ 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

(2) **移行措置の内容**

特別活動については、教科書の対応を要するものではないため、平成31年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第6章の規定によるものとする。

5 評価規準はどのように作成するのか。

(1) 学習指導要領の「特別活動の目標」と改善等通知の確認

各学校における特別活動の観点の設定の仕方

(前略) 評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙4を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。(後略)

平成31年3月29日付初等中等教育局通知「30 文科初第1845」号 (改善等通知)

(2) 特別活動の「評価の観点」とその趣旨の設定

学習指導要領の特別活動の目標及び内容を踏まえ、自校の実態に即し、改善通知の例示を参考に、「評価の観点」とその趣旨を設定する。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえて、具体的な観点を設定することが考えられる。

(改善等通知 別紙4参照)

(特別活動) 小学校学習指導要領P179参照

(1)	(2)	(3)
多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。	集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。	自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(特別活動)「評価の観点及びその趣旨」

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に取り組む態度
多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自分らしい生き方の実現に必要なことについて理解している。 よりよい生活を築くための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法について考え、話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。	生活や社会、人間関係をよりよく築くために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

(3) 各学校の実態に合わせて育成を目指す資質・能力を重点化して設定

学習指導要領で示された「各活動・学校行事の目標」及び学習指導要領解説で例示された「資質・能力」を確認し、各学校の実態に合わせて育成を目指す資質・能力を

重点化して設定する。

(4) 観点ごとのポイントを踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成

ア 小学校特別活動における内容のまとめりを確認する。

学級活動・・・(1)学級や学校における生活づくりへの参画 (2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3)一人一人のキャリア形成と自己実現
児童会活動
クラブ活動
学校行事・・・(1)儀式的行事，(2)文化的行事，(3)健康安全・体育的行事， (4)遠足・集団宿泊的行事，(5)勤労生産・奉仕的行事

イ 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

(ア) 「知識・技能」のポイント

- ・ 話合いや実践活動における意義の理解や基本的な知識・技能の習得として捉え、評価規準を作成する。
- ・ 学習指導要領解説における資質・能力の例に示されている内容の意義を確認する。
- ・ 文末を「～を理解している」、「～を身に付けている」とする。

(イ) 「思考・判断・表現」のポイント

- ・ 話合いや実践活動における、習得した基本的な知識・技能を活用して課題を解決することと捉え、評価規準を作成する。
- ・ 「表現」は、これまでと同様に言語による表現にとどまらず、行動も含んで捉えることとする。
- ・ 文末を「～している」とする。

(ウ) 「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- ・ 自己のよさや可能性を發揮しながら、主体的に取り組もうとする態度として捉え、評価規準を作成する。
- ・ 身に付けた「知識及び技能」や「思考力・判断力・表現力等」を生かして、よりよい生活を築こうとしたり、よりよく生きていこうとしたりする態度の観点を具体的に記述する。
- ・ 各活動・学校行事において、目標をもって粘り強く話合いや実践活動に取り組み、自らの活動の調整を行いながら改善しようとする態度を重視することから、「見通しをもったり振り返ったりして」という表現を用いる。
- ・ 文末を「～しようとしている」とする。